

決 定 書

申立人 X 1

被申立人 Y 1 事務組合

管理者 B 1

上記当事者間の都労委平成16年不第41号事件について、当委員会は、令和7年4月8日第1862回公益委員会議において、会長公益委員團藤丈士、公益委員太田治夫、同水町勇一郎、同垣内秀介、同笠木映里、同神吉知郁子、同北井久美子、同富永晃一、同福島かなえ、同森円香、同渡邊敦子の合議により、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人X 1は、令和5年7月16日に死亡した。また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年4月8日

東京都労働委員会

会長 團藤丈士